



Title	ヘレニズム期エジプトにおける嘆願と社会関係 : ファイユームの事例から
Author(s)	石田, 真衣
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2020, 54, p. 27-51
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91372
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヘレニズム期エジプトにおける嘆願と社会関係

—ファイユームの事例から—

石田 真衣

キーワード：ヘレニズム／エジプト／在地社会／嘆願／秩序維持

はじめに

エジプト南部のルクソールには、第18王朝の王トトメス3世とアメンヘテプ2世時代（前1479-1400年頃）の宰相を務めたレクミラの墓が残っている。墓の壁には、宰相が嘆願者にいかに向き合うべきかについて記されている。嘆願者にとって、なにより重要なのは、自分の苦情について考慮が払われることであり、宰相はまずもって嘆願者の声に耳を傾けることが求められた。¹⁾ 宰相の倫理観が、当時のエジプト社会の中でどの程度共有されていたのかについては分からないが、少なくとも民衆が王朝の役人に苦情を申し出ていたことは確かであろう。

ヘレニズム時代（前332-30年）にいたっても、新しいギリシア系の王朝役人のもとには多くの嘆願が寄せられ続けた。残存するパピルス文書史料には、事務的業務をこなす一方で紛争処理人として活動する役人の姿が映し出されている。研究史上、王朝役人はプトレマイオス朝の行政・経済・司法の統合的な支配を体現する存在とみなされ、彼らが構成する「官僚制組織」は、プトレマイオス朝の「最も優れた」特徴として注目されるに至った。²⁾

それに加えて、近年の研究は、王朝役人が紛争処理に携わる実態を問題とするようになっていく。J・パウシャッツの研究によれば、嘆願者と役人、および役人同士による、嘆願処理を介した治安維持システムが村単位で効率

的に機能していた。³⁾ こうした在地社会の自治的能力をめぐる論点は、プトレマイオス朝の官僚制国家としての性格を、また新たな観点から見直す余地を与えている。そこで本論文では、官僚制組織の詳細な分析が可能なファイユーム地方に考察の対象を絞り、役人に託する問題解決の手段がヘレニズム時代のエジプト社会の中に根付いていったプロセスについて検討してみたい。ギリシア系の支配者層と在地住民が、いかなる関係を結びながら秩序維持の仕組みを構築していったのか、嘆願とその処理の実態をとおして考察し、未だ議論が及んでいない変化の側面を明らかにすることを試みる。

残存するこの時代のギリシア語パピルス文書の多くはファイユーム地方に由来している。そのため伝統的な文献史学は、ファイユーム社会をヘレニズム期（およびローマ期）エジプトの典型的な社会とみなしてきた。そのことに強い疑義が呈されたのは、20世紀末以降のことである。そのなかでも特に、J・G・マニングによって、エジプト南部のテーバイス地方を含む包括的研究がなされたことにより、ファイユーム地方は相対化されたといえる。⁴⁾ さらに近年では、A・モンソンによって、それまで半ば前提とされてきたファイユームの高い農業生産力が見直されている。⁵⁾ このような動向を踏まえば、もはやファイユームの史料のみからエジプト社会全体を語ることはできない。それでもなおファイユームをこの時代の一つの社会像として再構築する意義は十分にある。ファイユームはプトレマイオス朝という新たな支配者がギリシア系入植者を主力として大規模開発をおこなった地域であった。ファイユームが新種の作物を栽培する実験場となったように、この地の秩序維持もまた試行錯誤をとまなうものであっただろう。⁶⁾ ファイユームの事例研究によって、王朝の政策を担う者たちと在地住民との相互作用を鮮明化し、プトレマイオス朝の統治のあり方について再検討してみたい。以下、1では、ファイユーム地方の特徴を踏まえたうえで、前3世紀において嘆願が普及したプロセスについて考察する。続いて2では、前2世紀の嘆願とその処理における変化について検討する。

1. ファイユームにおける嘆願の普及

(1) 新興地域としてのファイユーム

プトレマイオス朝支配をつうじて王朝役人の基本的な任務は、第一に生産の管理と徴税であった。しかし、それらは常に計画的かつ効率的に達成されたわけではない。生産管理の不首尾は、エジプト固有の農業形態に深く関わっている。年に一回のナイルの氾濫は農業生産に予測不可能な変動をもたらし、その度合いは地域によっても異なる。そのため古来より、王朝の側には、村落単位で管理される灌漑システムと生産にたいする柔軟な監督が求められたのである。そのような地域主義的な支配体制は、各地の神殿組織を維持する政策にも反映されている。プトレマイオス朝は各地の神殿に行政機能を組み込むことによって地方支配を確立しようとした。また、後継者戦争以来のギリシア系傭兵と軍人に割当地を付与し、彼らをエジプト各地に住まわせることによって、軍事力を保持すると同時に、開墾地の拡大を企図した。後で考察するように、この時代において最も多くの嘆願書进行处理したストラテゴス職が地域社会の行政と秩序維持を担うようになったのは、このような政策の後押しがあった。

ただし、このような軍事勢力のエジプト全土への浸透は均一ではなかった。割当地を保有する入殖軍人の人口割合は、前2世紀半ばまで、ファイユーム（アルシノイテス州）が約90%を占め、ヘラクレオポリテス州とオクシュリユンキテス州が約10%を占めている。⁷⁾ さらにファイユームのなかでも、土地保有形態を含めて、地区ごとに差がみられる。⁸⁾ これにたいして、テーバイスでは、前3世紀の間に駐屯地や軍人が存在した例は僅かに確認できるが、記録が増加するのは前2世紀半ば以降のことである。

このように他地域と比較して、ファイユームに多数の軍人がいたことは確かであるが、前3世紀後半の納税記録などから推定される人口統計によれば、軍人はファイユーム全体の人口の15%程度であった。⁹⁾ エジプト内陸部の人

口は、先行諸研究により各様に推定されているが、300～500万人程度を妥当とする見解が広く受け入れられている。¹⁰⁾ そのうちファイユームの人口は、7～10万人程度、さらに、そのうちギリシア系住民は2万人程度であったようである。

ファイユームの土地開発は、第12王朝（前1985-1773年）とプトレマイオス朝時代に集中しておこなわれた。¹¹⁾ 土地保有の形態からいえば、ファイユーム地方の特徴は、軍人保有地と王領地面積の占める割合が大きかったことである。王領地は「王の農民（*basilikos georgos*）」とよばれる賃借人によって耕作された。伝統学説において、王の農民は、土地に縛られ固定の賃貸料を納めなければならないエジプト人を指していたが、近年では、状況に応じた自由な契約形態であったことが指摘されている。¹²⁾

以上のように、新しい土地が王朝の主導のもとに再編されたことと、それらの土地経営に多様な社会的地位を得て関与した住民が多数存在したことが、ファイユームの地域的特徴をなしている。

(2) 王の代理人たちによる嘆願処理

ファイユーム地方に由来するギリシア語史料の多くは、役人たちが日々の業務において書き残したパピルス文書である。¹³⁾ そのため役人の実態にアプローチすることは比較的容易である。従来、プトレマイオス朝の強い統制力を証拠付けてきた史料として、役人同士の書簡が挙げられる。ファイユームのテプテュニスから出土した文書群には、前3世紀末のディオイケテス（財務大臣）からオイコノモス（財務官）への書簡が収められている。以下に、その一部を抜粋する。

あなた方の巡回検閲の際、あちらこちらと行く先々で、誰でも元気づけ、励ますように努めよ。それも、単に彼らに話し掛けることを通してそうするだけではなく、もし彼らのうちの誰かが農場作業に関わることで村書記や村長官の不平を言う場合には、どんなことでも、それを調査

し、できる限りそのようなことを終わらせるようにすべきである。(中略) 州において予定表で定められた通りの種類の作物が蒔かれているかどうか、に気を配ることがあなたの最も避け難い義務の一つであると心得ねばならない。そしてもし誰かが、地代の故に酷く苦しめられているか、完全に疲労困憊しているならば、これを調査しないままに見過しにしてはならない。¹⁴⁾

ここで述べられているのは、農作物の管理に関してオイコノモスがおこなうべき業務事項である。初期の先行研究は、この文面から国家の徹底した管理体制のあり方を読み取った。たしかに、事細かな職務規定がなされているようにも捉えられる。しかし、ここで強く印象付けられるのは、無味乾燥な業務内容というよりもむしろ役人の行ないに求められる思慮深さである。

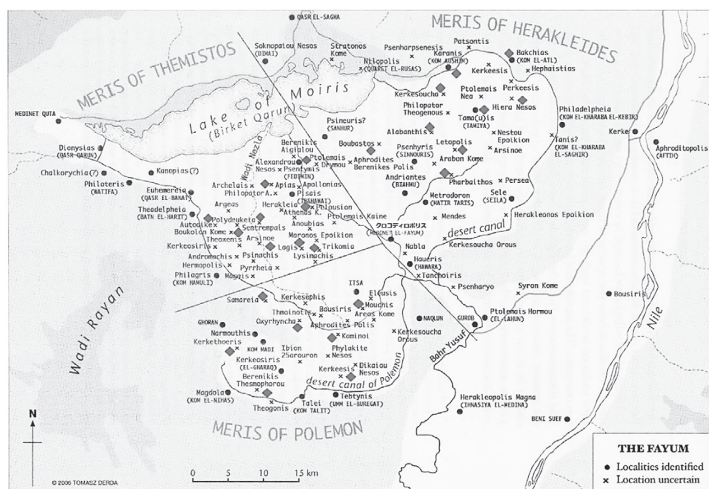
このオイコノモスへの書簡をさらに読み進むと、以下の内容が続いている。

あなたの最も重要な業務は、特別の配慮、清廉さ、そして可能な限りの最良の方法をもって、(行動することである) と私は考えている。(欠損) そして、この後、あなたの管轄地区において規律正しく公正にふるまうこと。軽率な者と付き合ってはならぬ。いかがわしい結託からは離れよ。これらについてあなた自身が申し分のないことを示したならば、高位の職に就くだろう。¹⁵⁾

この箇所ではディオイケテスは、オイコノモスの具体的な業務ではなく、役人の態度・品行について勧告している。D・J・クロフォードによれば、道徳的忠告とともに指令を述べる官僚同士の書簡は、エジプトの伝統的な書記作法に基づいている。¹⁶⁾ したがって、役人同士の書簡からは、役人による厳しい管理が常時実行されるような現実を想定することはできない。新たな領域をいかに統治すべきか、個々の管轄区は注意深く監督されなければならなかったのである。注目すべきことに、そのような配慮は、管轄区の住民にた

いして声をかけることだけではなく、彼らの不平の声に耳を傾けることであった。住民からの嘆願を「調査し、終わらせる」ことが役人のなすべき仕事であったのである。そのような調査と解決の姿勢は、嘆願書を受理した上級役人から下級役人への指示にもあらわれている。その内容は、秋霜烈日の処理ではなく、「当事者たちを可能な限り和解させること（μάλιστα διάλυσον αὐτούς）」¹⁷⁾ や不当な行為がなされないよう（ἵνα μὴ ἀδικηθῇ）「吟味すること（ἐπισκέψασθαι）」¹⁸⁾ であった。そして、もしそれらが困難と判断されれば、上級役人あるいは法廷での審理に委ねることもできた。

このような定型句は、前 220 年前後のファイユームにおいて、州都クロコディロポリスのストラテゴス（州長官）からエピスタテス（村役人）への指令文のなかに顕著に現れている。前 3 世紀のファイユームに由来する約 100 点の嘆願書を収録した史料群（エンテウクセイス・パピルス：以下 P. Enteux.）からは、プトレマイオス王に宛てられた各村からの嘆願が州都に集められ、ストラテゴスからエピスタテスへ処理が委任された経緯が読み取られる。このような手続きは、前 3 世紀後半においてファイユーム全体に浸透していた（図 1）。¹⁹⁾



【図 1】 王→ストラテゴス→エピスタテスの過程を辿る嘆願処理方式の分布（◆印）

王を宛先とする嘆願書は170点以上残存している。それらの多くがストラテゴスのもとに送られたことは、ファイユームにおけるストラテゴスの権限の大きさを示している。残存している嘆願書のうち、最も多くの案件を取り扱った役人はストラテゴスであった。ストラテゴスは元来、軍事指揮官として州に配置された軍事官職であったが、前3世紀半ば以降、その職権が変容したことが先行諸研究によって明らかにされている。²⁰⁾ プトレマイオス朝の官僚制組織について詳細な研究をおこなった藤森誠は、H・ベンクトゾンの研究を踏まえながら、ストラテゴス職に新たに付された「裁判権」の成立について論じている。²¹⁾ それによれば、前250年から前200年頃までの間に、それまで軍事的業務の内部で嘆願を受理してきたストラテゴスが、ノマルケス(州長官)やオイコノモスら行政部門の役人が担当する司法活動に介入するようになった。ベンクトゾンは、その理由をストラテゴスの治安維持機関の長としての責務に帰している。²²⁾ それに加えて、藤森は、州のすべての役人が、裁判執行権を有するストラテゴスに頼らなければならなかった事態を指摘している。しかし、ストラテゴスの職権拡大の背景を説明するためには、これらの議論だけでは不十分である。多くの嘆願書において、ストラテゴスの介入を要求しているのは嘆願者自身なのである。

たしかに既存の枠組みにおいて形成されたノマルケスをはじめとする行政部門の役人にたいして、「諸ノモスにおいて王のために任命されたストラテゴスたち(τοὺς στρατηγούς τοὺς ἐν τοῖς νομοῖς ὑπὸ τοῦ βασιλέως καθεσταμένους)」²³⁾ は、王朝の新しい方針を体现することのできる役人であった。ストラテゴスの職権の拡大は、王朝の側の意図するものであっただろう。この事態を嘆願者の側はどのように捉えていたのだろうか。エジプト人農民も含まれる嘆願者が、いち早く新しい王朝役人の職権を把握できたとは考えられない。ファイユームにおいては前259年に、ストラテゴスが税の不当要求に関する王宛の嘆願書を処理している。²⁴⁾ 嘆願書にストラテゴスへの裁定要求が言及されているということは、その時期までにはストラテゴスの職権が在地住民に認識されていたことを示している。

ここであらためて注目したいのは、王に宛てた嘆願書の数が多いことである。とくに前3世紀に顕著にみられる王への嘆願は、必ずしもストラテゴスによる処理を要求しているわけではない。別の宛先への送付を求める場合には、ディオイケテスやオイコノモス、クレマティスタイ法廷なども指定されている。また書面上、王に直接処理を求める事例も存在している。ある軍人によって土地が不当に占拠されていることを訴えた嘆願者は、「嘆願を聞いて、彼に占拠させないように」要求するのみである。²⁵⁾ 前3世紀において、嘆願者にとっての救済者が第一に王であったと仮定するならば、ストラテゴスの職権が拡大したことにも合点がいく。つまり、ストラテゴスがノマルケスのような従来型の官職に介入していったというよりも、王へ依頼される嘆願を処理する者として、王によって任命されたストラテゴスが選ばれたのである。そもそもノマルケスに直接宛てた嘆願書は僅かである。加えて、ストラテゴス自身を宛先とする嘆願書もまた、前3世紀にはほとんど見られない。

宮廷位階の肩書きに関するモーレンの研究によれば、前3世紀におけるファイユームのストラテゴス職の地位は、他の州のストラテゴス職に対して優越していた。²⁶⁾ このことは、王とストラテゴスの繋がりが、とりわけファイユームにおいて緊密であったことを示している。少なくとも P. Enteux. が大量に残存している前220年頃には、在地社会において王とストラテゴスの密な関係が認識され、ストラテゴスが王の嘆願処理者として受け入れられていたと考えられる。

(3) フィラデルフェイア村の嘆願事情

次に、P. Enteux. の年代以前のファイユームの状況を検証するために、前260年から前230年頃のフィラデルフェイア村に焦点を当ててみたい。フィラデルフェイアの周辺にはディオイケテスが王から贈与された大所領があり、その土地の管理を任されていたゼノンのもとには多くの嘆願書が寄せられた。ゼノン自身に解決を依頼する嘆願者は、種々の業務をおこなうエジプト系住民が目立つ。たとえば、領地内の農民と監督官の間で生じた揉め事

について、農民たちはゼノンにたいして、事案を調査し、「正義がもたらされるように（διὰ σοῦ τῶν δικαίων τετευχότες ὦμεν）」依頼している。²⁷⁾ また、フィラデルフェイアに近いプソフティスの神殿に仕える家畜番（ιερόδουλοι τῆς Βουβάστιος）たちは、義務的奉仕が免除されているにも関わらず、アルキフュラキテス（治安長官）によって労働を強いられていることを訴え、ゼノンにたいして王とディオイケテスによって施行された規則を守るように求めている。²⁸⁾ 嘆願者は最後に、「ここにはあなた以外に私たちが抗議できる者はいない」と述べている。このような嘆願事例は、この領地におけるゼノン個人の権限の大きさと監督者としての責務を反映している。それと同時に、宛先に役職名を付さず、単に「ゼノンへ」と記された書式からは、嘆願者とゼノンのパーソナルな関係を窺わせる。

さらに、ゼノン・アーカイヴ内の嘆願書が実際にゼノンによって管理されていたと仮定するならば、ゼノンの実質的な活動領域は、ディオイケテスと王に宛てられた嘆願を取り扱うことまでに及んでいた。²⁹⁾ そのような事例から、ストラテゴスが王宛の嘆願書を処理したように、この時期のフィラデルフェイアにおいては、ゼノンが王宛の嘆願処理に貢献したと推測される。しかし、このようなゼノンによる嘆願処理は、土地管理を通じた緩やかなコミュニティ内において農民たちに「正義をもたらし」得たが、ストラテゴスのように広範囲に及ぶことはなかった。

前 250 年頃、ゼノンは借地契約を交わしたマケドニア系軍人の賃料滞納を訴える準備の際、以下のように述べている。

もし彼が反論するならば、後で裁定が下されるでしょう。というのも、そのような事案については、現在アルシノイテス州において法廷が不在のため、私思うに、ストラテゴスが裁定を下すでしょう。³⁰⁾

ここで言及されている法廷とは、おそらく巡回するクレマティスタイ法廷を指している。ストラテゴスは、それに代わって裁定権を行使できる存在と

して認識されているのである。ベングトゾンは、入殖軍人（*klerouchos*）を監督するストラテゴス職の責務が裁定権の獲得につながったと指摘している。³¹⁾ゼノンが述べる「このような事案」が、軍人の問題を指していると考えられることもできる。しかし、同時期に、ゼノン自身が当事者となり、ストラテゴスによる裁定を求めて王に嘆願する事例は、軍人が関与するものではない。³²⁾したがって、前 240 年代のフィラデルフェイアでは、ストラテゴスによる軍事部門を超えた嘆願の処理が定着しつつあったといえる。

ゼノン・アーカイヴのなかには、別の地区にあるテアデルフェイアの土地所有権をめぐる王宛の嘆願書が収められている。³³⁾嘆願者は、この案件の処理を「ディオイケテスかストラテゴスに」要求している。この文言が示唆するのは、ファイユーム社会において、ストラテゴスの裁定者としての職権は認識されていても、どの程度の権限を有するのかは判断できない状況があったということである。このような事例が現れるのは、ディオイケテスとストラテゴスがともに王に近い役人として認識されていたからであろう。残存する嘆願書のうち、ディオイケテスへの要求が含まれるものは少ないが、この時代を通して途絶えることはない。³⁴⁾

フィラデルフェイアの事情は、ディオイケテスとの強い関係から、ファイユームのなかではやや特殊であるのかもしれない。しかし、フィラデルフェイアの嘆願事例は、ファイユーム全体の動向を理解するにあたって、主に二つの点で示唆的である。第一に、王宛の嘆願書の豊富さが挙げられる。前述したとおり、これは前 3 世紀のファイユーム全体の動向をなす重要な要素である。こうした王宛の嘆願書が実際どのように処理されたかという問題について、第二に、ゼノンの事例から、コミュニティ単位の権力者＝嘆願処理者をもつ二つの性格が指摘される。すなわち、そのような人物は、王や上級役人（ここではディオイケテス）宛の嘆願を処理する一方で、彼自身が嘆願書の宛先として指名され、直接の処理を依頼されたということである。この二点目のローカルな権力者像は、前 2 世紀以降のエジプト各地における嘆願の傾向と特徴につながっている。

2. 嘆願処理ネットワークの拡大—ケルケオシリス村の事例から

(1) 村役人への嘆願

前2世紀に入ると、嘆願書の出土数が増加するとともに、多種の宛先を確認することができる。それらのうち官僚制組織に注目すると、特に前2世紀半ば以降、村レベルの役人が宛先となる事例が目立つようになる。先にとりあげたフィラデルフェイアにおいても、前170年代頃から、ストラテゴスの部下であるエピスタテスや村書記官が、在地住民から嘆願書を直接受け取っている。たとえば、P. Mich. 3 173（前169年以降、フィラデルフェイア）の嘆願者は、3人の男が質請けしないことをフィラデルフェイアのエピスタテスに訴えている。

それゆえ私はお願いします。彼らを召喚し、彼らが今も質請けする気がないのであれば、拒否する者たちが今後、抵当をめぐって訴訟を起こすことができないよう、決定を記してください。このことが為されれば、私は正義を得ることができるでしょう。³⁵⁾

前述したように、前3世紀において、エピスタテスは加害者をストラテゴスのもとへ召喚する任を負っていた。しかし、この要求文からは、エピスタテス自身による処理が求められていることがわかる。エピスタテスが直接の宛先に指定された背景には、どのような事情があったのだろうか。大量のP. Enteux. の事例が示すとおり、エピスタテスは、実際に紛争の現場に赴いて和解を成立させる役人であった。前2世紀に入る頃には、実際の仲裁をおこなう彼らの活動が在地住民の間で認識され、その能力がある程度評価されていたことが考えられる。王や上級役人を宛先とせずとも、身近な権力者に文書を介した公式的な依頼ができるようになったのである。それでは、村レベルの役人たちは嘆願処理にどのように関与するようになったのだろうか。前

2世紀末のファイユーム南部にあるケルケオシリス村の嘆願事例に焦点を当ててみたい。

ケルケオシリス村に由来する嘆願書は計26点におよび、それらの大半は、ケルケオシリス村の書記官メンセスによって保管されたアーカイヴに含まれる。このアーカイヴは現在のところ、ファイユームの村役人の実務を詳細に伝える最もまとまった史料群であり、嘆願処理の背景を探るうえで有効である。³⁶⁾

メンセスは、前119年から前110年までの在任中に、少なくとも14通の嘆願書を受け取っている。そのうち5点の嘆願書は農民から差し出された強盗事件に関する訴えである。³⁷⁾ 以下にテプテュニス・パピルス（以下 P. Tebt.）146（前113年以降）を引用する（下線部筆者）。

ケルケオシリスの村書記官メンセスへ。同じ村の王の農民、サラピオンの息子ハルミシスより。治世4年メソレ月8日、騎兵入殖者の一人であるディオニュシオスの息子ピュリコスと、同じ村のポセイディボスの息子ヘラクレイオス、そのほか武装した多くの者たちによって、私の家が襲撃されました。私が彼らを害したことなどまったくないにもかかわらず、彼らは強引に侵入し、私の母親の部屋をこじ開け、下記のものを持ち去りました。それゆえ私はあなたにこれを送ります。私の陳述に署名し、この嘆願書の写しを適任者に送ってくださいますように。そうすれば、私は財産を取り戻し、彼らはふさわしい罰を受けるでしょう。幸運を。

女性用ローブ（ヒマティオン）1タラント4,000ドラクマ相当

女性用袖つきチュニック（キトン）4,000ドラクマ相当

1,600銅ドラクマを入れた壺

嘆願者の要求は、下線部のとおり、この嘆願書を受理した後に、写しをふさわしい者に送付することである。つまり、メンセスは嘆願者と「適任者」との仲介役として嘆願書を受け取っている。³⁸⁾ ここで述べられている「適任

者」とは誰であろうか。前3世紀の嘆願書群には、処罰を与える者としてストラテゴスが指名されていた。ストラテゴスの権限はケルケオシリス村にも知れ渡っていたはずであるが、メンケスに宛てた嘆願書のなかにストラテゴスの処理を要求するものはない。複数形の適任者は、裁定を下す者がストラテゴスに限られないことを示唆している。こうした認識は嘆願者側のものであるが、メンケスにとってはどのような宛先が想定されていたのだろうか。

(2) 仲介役としての村役人

メンケスのアーカイヴには、メンケス自身が当事者として提出した嘆願書が収録されている。P. Tebt. 1 43（前117年）は、アルシノイテス州の治安長官（エピスタテス・フュラキトン）であるアミニアスの補佐役アスクレピアデスが、メンケスと彼の兄弟であるボレモン、エピスタテス兼アルキフュラキテスであるデメトリオス、王の農民マレスの4名を冤罪で逮捕した件について、メンケスとボレモンから王に宛てた嘆願書である。その要求は、さらなる不当行為がなされないよう配慮することをストラテゴスに命じてほしいという内容である。書面には、本案件がすでにエピスタテス・フュラキトンによる審議によってメンケスらの無罪が決定し、解決されていることが記されている。書面で最も目を引く箇所は、下段に記された王からの命令文、すなわち、「アポロニオスへ。陳述が確かならば、悩ませることのないように配慮すること。（Ἀπολλωνίωι. ἐὰν ᾗ οἷα προφεται προνοηθῆναι ὡς οὐ παρενοχληθήσεται）」である。

この事件は、嘆願書提出日の約半年前に起こっている。フェアホークトは、メンケスが解決済みの問題について嘆願書を作成した理由について、メンケスがアレクサンドリアに出張した際に、ファイユームの村書記にたいする監査を受けることになったため、事件の露呈によって自身が不利な立場に追い込まれないよう嘆願書を作成したことを説得的に論じている。³⁹⁾このような事例から、メンケスは王とストラテゴスへの嘆願手続きに精通していたことがわかる。したがって、適任者の候補のなかに王やストラテゴスが含ま

れた可能性は十分にある。しかしながら、ケルケオシリス村における嘆願のなかに、そのような手続きは確認できない。

P. Tebt. 1 43 の事件を振り返ると、エピスタテス・フュラキトンによる審議がおこなわれ、そこには王の書記官（バシリコス・グランマテウス）が同席したことが強調されている。⁴⁰⁾つまり、裁定の権限は州レベルの上級官僚層へと拡大していた。さらに、ここで重要なのは、審議の場に王の書記官がいたことである。メンケスのアーカイヴにおいて、最も多くの書簡を交換した相手こそ、王の書記官であった。そのうち P. Tebt. 1 38（前 113 年）には、メンケスが住民から受け取った嘆願書が添付されている。嘆願者は、メンケスに自分の嘆願書に署名し、写しを適任者に送ることを要求している。書簡の本文には、嘆願を受理した経緯に続いて、「追加報告をおこなうのがよいと考えました（καλῶς ἔχειν ὑπελάβομεν προσανενέγκαι）」と記されている。⁴¹⁾したがって、この場合の適任者とは王の書記官であったことが判明する。⁴²⁾

P. Tebt. 1 40（前 117 年）は、ケルケオシリス村の徴税役が王領地の保護を王の書記官に求める内容の嘆願書である。以下に、要求文を引用する。

私はあなたにお願いします。村のエピスタテスのデメトリオス、治安長官のニカノル、村書記官のメンケスおよび農民の年長者たちに宛て、住民たちを古来の慣習に従わせるように命じた書簡を送付するよう命じてください。⁴³⁾

本文の下段には、メンケスに宛てた王の書記官の命令文が記されている。

村書記官メンケスへ。村の慣習に従って、徴税役に正義がなされるように。

この命令文は、ストラテゴスがエピスタテスへ処理を命じる形式と類似している。当時のケルケオシリス村では、王の書記官と村の書記官の嘆願処理

ルートが成立していたのである。しかし、フィラデルフェイアのエピステタスが住民からの嘆願を直接処理したように、メンケスもまた主体的に住民の問題に対処したようである。

P. Tebt. 1 50（前 112/111 年）は、王の農民のパシスからメンケスに宛てられた嘆願書である。共同の水路を利用していたリュコスという男が水路をせき止めていたために、収穫物の損失が生じたことを訴えている。嘆願者は事件の経緯を述べるなかで、本件が一度処理されていることに言及している。その際に、嘆願者は「メンケスと村長官（コマルケス）ならびに農民の年長者たち」を現場へ連れていき、そこで彼らによる決定が下された⁴⁴⁾。しかし、リュコスは未だ水路を元の通りに戻していないという。パシスは、この嘆願書が適任者へ送られたのち、水路が回復され、弁償がなされることを請求している。このように、村に在住する有力者たちは共同し、（おそらく口頭手続きによる）嘆願の処理に携わっていた。しかし、この案件のように、その効力には限界があったようである。嘆願者は、文書を介した上級役人への嘆願手続きをとることによって、解決の実効力を期待したのかもしれない。

(3) 信頼に足る村役人

そのような文書による手続きにおいて、メンケスは常に上級役人との仲介役を務めていたわけではなかった。P. Tebt. 1 49（前 113 年以降）の嘆願書には、隣人の行為によって耕作地が浸水した被害について、嘆願者はメンケスに宛て、以下のように要求している。

それゆえ私はあなたにお願いします。訴えられている者が召喚され、私にたいして損害を弁償するように。もし彼が拒否するのならば、この嘆願書の写しを適任者に送ってください。⁴⁵⁾

この文言からは、嘆願者がメンケスに直接の処理を求めていたことがわかる。その場に他の有力者が同席した可能性もあるが、ここで重要なのは、メ

ンケス自身が直接の決定を下す権限を有していたことである。

ただし、ケルケオシリス村に由来する同時代の嘆願書の宛先には、村書記官のほかに、エピスタテスやアルキフュラキテスなども指名されている。P. Tebt. 1 46 などの強盗事件の嘆願が、州レベルの裁定権をもつストラテゴスの部下であったエピスタテスでもなく、強盗事件の処理において加害者の逮捕や拘禁に関与することの多かったアルキフュラキテスでもなく、⁴⁶⁾ 村書記官に届けられたことと、P. Tebt. 1 49 のように裁定権を行使する村書記官の権限から、村書記官の優位性を見出すのは安直である。

メンケス宛ての嘆願書を提出した者に注目すると、その多くは王領地を耕作する農民たちである。メンケス自身もまた、王領地を保有する一方で、村の土地と農作物の管理を実務の中心としている。メンケスと農民たちとの日常的な接触は、パーソナルな関係を構築し得たであろう。このような関係性が、問題の種類に関係なく、身近な権力者を頼る在地住民の選択を導いたと考えられる。

さらに指摘しておきたいのは、この宛先の選択が、必ずしもパーソナルな関係だけに依拠するものではないということである。P. Tebt. 1 43 において、メンケス自身が逮捕されることとなった事件の経緯が説明される箇所からは、通例の会合に、村書記官と村長官、年長者のほか、エピスタテス兼アルキフュラキテスが同席していたことが窺える。⁴⁷⁾ また、P. Tebt. 1 40 の嘆願者が村の住民たちを指導する者として指名しているのは、エピスタテス、アルキフュラキテス、村書記官、年長者たちであった。⁴⁸⁾ 村の有力者同士もまた、緊密な連携を取り合える関係にあったことが予想される。さらに、フェアホクトが明らかにしたように、メンケスは定期的に州都やアレクサンドリアへ出張し、王の書記官やディオイケテスなど、州レベルの上級役人と接触している。⁴⁹⁾ したがって、パーソナルな関係において提出された嘆願書は、幅広い官僚制ネットワークのなかで処理され得たのである。メンケスに嘆願書を託した嘆願者たちが想定した適任者とは、そのようなネットワークのなかに存在する役人たちであったのだろう。

ケルケオシリス村の嘆願事例は、村の紛争処理における下級役人の役割とその重要性を示している。彼らは在地住民と上級官僚の間を仲介するだけでなく、自らも紛争処理を担った。そのような背景に、役人同士のみならず、役人と住民との間に緊密な人的関係があったことは重視すべきである。

メンケスは自身の土地契約書において、「エジプト生まれのギリシア人（Ἕλλην ἐνχώριος）」、「メンケス又の名アスクレピアデス」と名乗っている。⁵⁰⁾メンケスの肩書きと家系に関する先行研究によって指摘されているとおり、メンケスは、入殖したギリシア人家系が在地化した世代に属している。⁵¹⁾ここでいう在地化の指標は、メンケスというエジプト語名を公的なギリシア語文書に使用していることである。同時代のエピスタテスが、ギリシア語名を使用しているのに対して、アスクレピアデスという彼のギリシア語名が、村書記官の肩書きに添えられている事例はない。他の村においても、嘆願書に記された村書記官の名前は、ほぼすべてエジプト語名である。⁵²⁾このような村書記官のアイデンティティが、多数のエジプト系住民の嘆願を引き寄せたことは想像に難くないだろう。

ケルケオシリス村が属するボレモン区は、ファイユームを構成する他の二つの徴税地区すなわちヘラクレイデス区とテミストス区に比べて、ギリシア系入殖軍人の居住者数が少なく、プトレマイオス朝以前に由来する村が多い。⁵³⁾同様に、プトレマイオス朝以前の土着の要素が濃いヘラクレイデス区は、ボレモン区よりもギリシア系入殖軍人の割合が大きい。フィラデルフェイア村にみられるように多数のエジプト系住民が居住していた。ボレモン区とヘラクレイデス区においては、前3世紀末以降、嘆願書の宛先が多岐にわたっている。それらに対して、テミストス区は、プトレマイオス朝期に由来する新興の村が多い地域であったようである。嘆願書の数に限られるが、主にエウエメリア村とテアデルフェイア村における事例において、その宛先の幅は他地域よりも狭い。前130年頃のエウエメリアにおいては、8点の嘆願書が同じエピスタテス（兼アルキフュラキテス）に宛てられている。⁵⁴⁾史料が断片であるため要求箇所を読むことはできないが、村役人による直接の処理

は他地域と同様の傾向を示している。しかし、伝統的な村の行政役人の受理はコマルケスのみである。⁵⁵⁾ このような特徴から、ファイユーム内部の地域性が嘆願の宛先に反映されていることが察せられる。

以上のように、前2世紀に入って、ファイユームの嘆願書は幅広い官僚制ネットワークのなかで取り扱われることとなった。それは、上からの政策というよりも、嘆願処理が実際におこなわれる村レベルのコミュニティにおいて、嘆願者と下級官僚の日常的な交流から生じた公式的な嘆願手続きが拡大した結果だといえよう。

おわりに

ファイユームにおける嘆願処理の特徴は、幅広い官僚層の関与である。しかし、そのことは、伝統学説が示した複雑かつ高度な官僚制組織による徹底した管理体制とは結びつかない。本論文で明らかになったのは、前3世紀から前2世紀にかけて、ローカルなコミュニティのなかで嘆願処理の仕組みが醸成される過程である。

プトレマイオス2世の治世下におけるファイユームの農地と人口の拡大は、さまざまな紛争や問題を生じさせただろう。しかし同時に、その処理体制もまたファイユーム全域で確立された。入殖軍人を指揮するストラテゴスの権限は、在地住民の王への嘆願を聞き届けることによって実質的に拡大していき、ファイユームの村々を管轄するエピスタテスとともに嘆願処理ルートを形成した。前2世紀に入ると、そのルートに多種の下級役人が加わることによって、在地社会と王朝との間に嘆願処理ネットワークが構築されていく。残念ながら、前1世紀におけるファイユームの嘆願書はほとんど残存していない。僅かな史料からは、王やストラテゴスだけでなく、エピスタテスや軍事指揮官など多様な宛先が継続していることがわかる。

文書による嘆願手続きの浸透と処理ネットワークの構築を促したのは、エジプトの外から入殖してきた者たちが在地化したことや、土着の住民たちが

官僚組織に進出したことである。官僚たちは王の代理人である限り、在地社会における公式の紛争処理者として認められた。公的な嘆願手続きが普及した要因は、日常的な接触や嘆願処理の蓄積をとおして、嘆願者と処理者のパーソナルな関係が築かれたことと、村書記やエピスタテスなど、嘆願者の身近に存在する権力者が、仲介役にとどまらず自ら処理したことであった。

ファイユームが新興地域であったがゆえに、新しい官僚制組織とギリシア語による嘆願の文書化は、エジプト全域からみれば比較的急速かつ広範囲に浸透したと考えられる。しかし、そのような王朝の支配方式が一度村レベルにまで達したのちは、各地区とコミュニティに独自の嘆願処理ルートが形成された。各コミュニティはファイユーム全体のネットワークから切り離されることはないが、ときに嘆願者と村の処理者の交渉によって解決し得る場合があるため、自治的な性格を帯びている。

筆者は別稿にてテーバイスにおける嘆願事例を扱った。⁵⁶⁾ ファイユームでは幅広い役人層が紛争処理に関与しているが、テーバイスではギリシア語嘆願書の数自体も少数であり、関与する役人も限られている。さらに、ギリシア語嘆願書を作成するには、エジプト人であれ、ギリシア人であれ、ギリシア語が筆記できる書記に依頼しなければならない。注目すべきことに、ギリシア語嘆願書の出土数が増加する前3世紀後半は、ギリシア語を筆記するエジプト人書記が増加する時期と一致している。⁵⁷⁾ ただし、そのことは前3世紀後半のファイユームのみに当てはまる。テーバイスにおけるギリシア語嘆願書は、その約一世紀後に集中しているのである。

ファイユームの嘆願事例は、ヘレニズム期のエジプト社会における多様な社会関係の一つの形成過程を示しているといえよう。従来の「官僚制」国家像のもとでは、王室と役人を主体とする円滑な事案処理と秩序維持のあり方が論じられてきた。しかしながら、この時代の紛争処理「システム」がいかにより体系的で効率的かを問うことは時代錯誤であろう。それはいわば在地住民とその声に耳を傾ける王朝役人の相互作用によって徐々に形成されていった作法の総体だからである。

[注]

- 1) A. H. Gardiner, *Egypt of the Pharaohs: An Introduction*, Oxford: Clarendon Press, 1961, p.196; T. G. H. James, *Pharaoh's People: Scenes from Life in Imperial Egypt*, London: The Bodley Head, 1984, pp.60-61.
- 2) 広大な土地を支配するために行政的区分＝州が用いられたことは、少なくとも古王国時代から基本的に変わらない。プトレマイオス朝時代には、約 40 の州（ノモス *nomos*）に分けられ、その下位区分に、区（*meris*）—郡（*topos*）—村（*kome*）がある。それぞれの区分には長官（*-arches*）や書記官（*-grammateus*）などが配置された。このほか多種多様な官僚職がこれらの行政区分にしがって存在していた。官僚制組織に関する伝統学説とその批判については、石田真衣「プトレマイオス朝エジプトにおける在地社会の変容—エドフの事例を中心に」『奈良史学』25、2007 年、83-103 頁を参照されたい。近年では、J. G. Manning, 'The Ptolemaic Governmental Branches and the Role of Temples and Elite Groups', ed. K. Vondorp, *A Companion to Greco-Roman and Late Antique Egypt*, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, Inc., 2019, pp.103-117.
- 3) J. Bauschatz, *Law and Enforcement in Ptolemaic Egypt*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013.
- 4) J. G. Manning, *Land and Power in Ptolemaic Egypt: The Structure of Land Tenure*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003.
- 5) A. Monson, *From the Ptolemies to the Romans: Political and Economic Change in Egypt*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012. ファイユーム研究の近年の動向をおさえたものとして、高橋亮介「ギリシア・ローマ期ファイユームをいかに捉えるか—環境史研究の一動向」『イスラム地域研究ジャーナル』9、2017 年、32-44 頁、菊池のどか「〈研究ノート〉野心的な陶工たち—プトレマイオス朝時代のファイユーム出土パピルス文書から」『古代文化』71-3、2019 年、78-86 頁。
- 6) D. J. Thompson, 'New and Old in the Ptolemaic Fayyum', eds. A. K. Bowman and E. Rogan, *Agriculture in Egypt: From Pharaonic to Modern Times*, Oxford: The British Academy, 1999, pp.123-138.
- 7) C. Fischer-Bovet, *Army and Society in Ptolemaic Egypt*, Cambridge: Cambridge University Press, 2014, p.203.
- 8) W. Clarysse and D. J. Thompson, *Counting the People in Hellenistic Egypt*, 2006, Cambridge: Cambridge University Press, pp.148-154.
- 9) *Ibid.*, p.94.
- 10) K. W. Butzer, *Early Hydraulic Civilization in Egypt: A Study in Cultural Ecology*, Chicago: University of Chicago Press, 1976, pp.74-75; D. W. Rathbone, 'Villages, Land

- and Population in Graeco-Roman Egypt', *Proceedings of the Cambridge Philological Society, New Series*, 36, Cambridge, 1990, pp.103-142; Manning, *op. cit.*, pp.47-49; Clarysse and Thompson, *op. cit.*, pp.92-102; K. Mueller, *Settlements of the Ptolemies: City Foundations and New Settlement in the Hellenistic World*, Leuven: Peeters, 2006, p.64; C. Fischer-Bovet, 'Counting the Greeks in Egypt: Immigration in the First Century of Ptolemaic Rule', *Princeton/Stanford Working Papers in Classics*, 2007.
- 11) Manning, *op. cit.*, p.38. ファイユームの開発については、以下を参照。Thompson, *op. cit.*; id., 'Irrigation and Drainage in the Early Ptolemaic Fayyum', eds., A. K. Bowman and E. Rogan, *Agriculture in Egypt: From Pharaonic to Modern Times*, Oxford: The British Academy, 1999, pp.107-122; 周藤芳幸『ナイル世界のヘレニズム—エジプトとギリシアの遭遇』名古屋大学出版会、2014年、130-145頁。
 - 12) 柘植一雄「プトレマイオス王朝」『岩波講座世界歴史2 古代2 地中海世界2』岩波書店、1978年、204-221頁；Manning, *op. cit.*, pp.54-56.「王の農民」は階級ではなく、社会的な地位であった。その民族性は必ずしもエジプト人に限定されない。たとえば、中エジプトにあるアコリス村に居住していたケファラスの息子ディオニュシオスは、ギリシア系傭兵の家系でありながら、神官職や「王の農民」など複数の肩書きを保持していたことが知られている。N. Lewis, *Greeks in Ptolemaic Egypt: Case Studies in the Social History of the Hellenistic World*, Oxford, 1986, pp.124-139; 周藤、前掲書、176-197頁。
 - 13) 嘆願書の史料的人格については、石田真衣「研究動向 ヘレニズム期エジプトにおける嘆願書研究のいま—日常的交渉の記録から」『歴史学研究』965、2017年、17-25頁。本論文で扱う嘆願書とは、今日でいう被害届、訴状、要望書などの性格をもつ依頼文書群を指す。
 - 14) P. Tebt. 3 703, ll.40-49, 57-63. 史料の日本語訳は、小河陽訳(F・W・ウォールバンク『ヘレニズム世界』教文館、1988年、149頁)を一部改訳し引用した。なお、本論文におけるパピルス史料の表記は、原則として <http://papyri.info/docs/checklist> (2020年8月30日最終閲覧)にしたがう。
 - 15) P. Tebt. 3 703, ll.262-278.
 - 16) D. J. Crawford, 'The Good Official of Ptolemaic Egypt', eds. H. Maehler and V. M. Strocka, *Das ptolemäische Ägypten. Akten des Internationalen Symposions 27-29 Sept 1976 in Berlin*, Mainz am Rhein: Philipp von Zabern, 1978, pp.195-202.
 - 17) διάλυσονの事例は以下のとおり。SB 18 13837; 13838; 13839; 13841; 13842 (前 224-218年、ファイユーム); P. Enteux. 3; 6; 8; 9; 10; 11; 13; 18; 21; 24; 25; 29; 31; 32; 37; 38; 41; 43; 44; 45; 47; 50; 52; 53; 54; 59; 60; 65; 66; 69; 70; 72; 73; 74; 83; 91; 97; 107 (前 222-218年、ファイユーム); P. Sorb. 3 128 (前 219年、ファイユーム)。
 - 18) ἐπισκέψασθαιの事例は以下のとおり。P. Hib. 2 201; 202 (前 250-240年、オクシュ

- リンキテス州); SB 18 13840; P. Enteux. 4; 6; 28; 71; 89; 20; 42; 46; 48; 88; 101 (前 222-218 年、ファイユーム); SB 20 15068 (前 217 年、ファイユーム); UPZ 1 20 (前 163 年、メンフィス); 22 (前 162 年頃、メンフィス); UPZ 1 43 (前 161 年頃、メンフィス)。そのほかの定型句に、「とりはからうこと」(προνοηθῆναι)がある。P. Hamb. 1 91 (前 167 年、ヘラクレオポリテス州); UPZ 1 43 (前 161 年頃、メンフィス); P. Erasm. 1 6 (前 136 年、ファイユーム); P. Dion. 11 (前 108 年、アコリス)。
- 19) 図中の◆印はエピスタテスの管轄区を指す。P. Enteux. のうち、王を宛先とし、ストラテゴスからエピスタテスへの指示要求を明記した嘆願書に限る。図は T. Derda, *ARSINOÏTHS NOMOS: Administration of the Fayum under Roman Rule*, Warsaw: Warsaw University, 2006, p.21 をにし、筆者が一部改編した。
- 20) 藤森誠「プトレマイオス朝の官僚制の研究」(博士学位論文)、東北大学、2003 年; H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit: ein Beitrag zum antiken Staatsrecht*, vol. 3, Munich: C. H. Beck, 1952; Fischer-Bovet, *op. cit.*, p. 86, pp.156-158; J. D. Thomas, *The Epistrategos in Ptolemaic and Roman Egypt. Part 1. The Ptolemaic Epistrategos*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 1975.
- 21) 藤森、前掲論文、31-37 頁。
- 22) Bengtson, *op. cit.*, pp.35-40.
- 23) 前 229 年の勅令にみられる文言。C. Ord. Prol. 28, ll.10-11.
- 24) P. Enteux. 1. また、前 260 年頃のオクシュリンキテス州で作成された P. Sorb. 1 13 もストラテゴスへの送付を王に要求している。
- 25) P. Lond. 7 2039 (前 263-229 年、フィラデルフェイア)。
- 26) L. Moeren, *La hiérarchie de cour ptolémaïque: contribution à l'étude des institutions et des classes dirigeantes à l'époque hellénistique*, Leuven: Peeters, 1977, pp.97-108. 宮廷位階については、id. *The Aulic Titulature in Ptolemaic Egypt: Introduction and Prosopography*, Brussel: Paleis der Academien, 1975 も参照。
- 27) P. Cair. Zen. 4 59629 (前 263-227 年)。
- 28) P. Cair. Zen. 3 59451 (前 247-240 年)。
- 29) ヒュポデイオイケテス宛: P. Cair. Zen. 2 59236 (前 253/2 年)、デイオイケテス宛: P. Cair. Zen. 3 59341 a (前 247 年以降)、王宛: P. Cair. Zen. 3 59351 (前 244 年以降); P. Cair. Zen. 3 59460 (前 242/1 年以降); P. Col. Zen. 2 83 (前 245/4 年); P. Cair. Zen. 4 59619 (前 263-227 年) はゼノンへの命令を要求している。
- 30) P. Col. Zen. 1 54.
- 31) Bengtson, *op. cit.*, pp.36-37.
- 32) P. Cair. Zen. 4 59620 (前 248-239 年); P. Cair. Zen. 4 59621 (前 248-239 年); P. Cair. Zen. 5 59832 (前 245/4 年以降)。
- 33) P. Cair. Zen. 3 59460 (前 242/1 年以降)。

- 34) 藤森はストラテゴスとディオイケテスの権力・従属関係の歴史的考察をおこなっている。その特徴は、前3世紀におけるディオイケテスの優位性、前2世紀におけるストラテゴスの優位性、前1世紀における各構造的系列の同化である。少なくとも残存する嘆願書からは、両者の従属関係を証明することはできないが、ディオイケテスの権力が過大評価されてきたという見方は妥当である。藤森、前掲論文、47-52頁。
- 35) P. Mich. 3 173, ll.33-43.
- 36) メンケスに関する文書群はテプテュニス・パピルス (P. Tebt.) 1 巻および4巻として刊行されている。それらはテプテュニス村で発掘されたワニのミイラの包み紙として再利用されたものである。メンケスの文書群の再構成と詳しい研究は、A. M. F. W. Verhoogt, *Menches, Komogrammateus of Kerkeosiris: The Doings and Dealings of a Village Scribe in the Late Ptolemaic Period (120-110 B.C.)*, Leiden: Brill, 1998. 加えて、N. Lewis, *Greeks in Ptolemaic Egypt: Case Studies in the Social History of the Hellenistic World*, 1986, Oxford: Clarendon Press, pp.104-123; 藤森、前掲論文、241-274頁。
- 37) P. Tebt. 1 45-47, 4 1095, 4 1096.
- 38) 村書記官宛ての嘆願書において、適任者への送付を要求する他の事例は以下のとおり。BGU 6 1256 (前147年以降、フィラデルフェイア); SB 22 15762 (前210年、クロコディオポリス)。
- 39) Verhoogt, *op. cit.*, pp.160-161.
- 40) P. Tebt. 1 43, l.21, l.31.
- 41) P. Tebt. 1 38, ll.1-9.
- 42) SB 18 13735 (前2世紀半ば頃か、アッティヌ・イシエイオン村) では、ストラテゴスと王の書記官への嘆願書の転送を村書記官に要求している。
- 43) P. Tebt. 1 40, ll.13-20.
- 44) P. Tebt. 1 50, ll.19-22.
- 45) P. Tebt. 1 49, ll.13-19.
- 46) ただし、P. Tebt. 1 43 中のデメトリオスはエピスタテスとアルキフュラキテスを兼任している。
- 47) P. Tebt. 1 43, ll.7-10.
- 48) P. Tebt. 1 40, ll.13-18.
- 49) Verhoogt, *op. cit.*, esp. pp.82-105.
- 50) P. Tebt. 1 164, ll.8-9 (前105年)。
- 51) W. Clarysse, 'Greeks and Egyptians in the Ptolemaic Army and Administration', *Aegyptus*, 65, 1985, pp.59-60; Verhoogt, *op. cit.*, pp.50-53. また、「エジプト生まれのギリシア人」については、金澤良樹「ヘレニズム期エジプトの ethnic 諸関係におけ

る法的側面」『西洋古典學研究』44、1996年も参照。

- 52) メンケス以外の事例は以下のとおり。ペテスコス (SB 22 15762 : 前 210 年、クロコディロポリス) ; セムテウス (P. Petr. 3 34a : 前 210 年 -183 年以降? ; 2 38a : 前 198 年、アルシノイテス州) ; パネシス (SB 4 7351 : 前 176 年以降?、フィラデルフェイア) ; パソベクピイ (P. Oxf. Griffith 1 37 : 前 161 年、ソクノバイウ・ネソス) : マレス (BGU 6 1254 : 前 154 年?、アルシノイテス州) ; ペテハルボクラテス (BGU 6 1256、前 147 年以降?、フィラデルフェイア) ; テオス (SB 18 13735 : 前 2 世紀半ば頃か、アッティス・イシエイオン) ; ペトシリス (P. Tebt. 3 798 : 前 2 世紀、テプテュニス) ; ペテスコス (P. Tebt. 1 53 : 前 110 年以降、ケルケオシリス村)。前 8 年の事例 (BGU 4 1193 : ヘラクレオポリテス州) には、デメトリオスというギリシア語名が記されている。
- 53) Clarysse and Tompson, *op. cit.*, p.149; 各地区の特徴については、W. Clarysse, 'Toponymy of Fayyum Villages in the Ptolemaic Period', eds. M. Capasso and P. Davoli, *New Archaeological and Papyrological Researches on the Fayyum: Proceedings of the International Meeting of Egyptology and Papyrology: Lecce, June 8th-10th 2005*, Galatina: Congedo, 2007, pp.69-81.
- 54) P. Giss. Univ. 1 2; 3; 4; 6; 7; 8; 9; SB 8 9674. これらは 26 点のバビルス文書から構成されるエピスタテスのアーカイヴに収録されている。F. Uebel, 'Griechische Papyri der Zeit Euergetes II. aus Euhemeria in Giessen und Jena', *Archiv für Papyrusforschung und verwandte Gebiete*, 17, 1962, pp.115-146.
- 55) P. Yale 1 53 (前 175-125 年)。
- 56) 石田真衣「プトレマイオス朝期テーベ地方における紛争処理と社会変容—嘆願と和解を中心に」『西洋史学』256、290-309 頁、2014 年。
- 57) W. Clarysse, 'Egyptian Scribes Writing Greek', *Chronique d'Égypte*, 68, 1993, pp.186-201.

(文学研究科助教)

SUMMARY

Petitions and Social Relationships in Hellenistic Egypt

Mai ISHIDA

Petition-and-response was one of the traditional form of communication between royal governors and local people in ancient Egypt and the practice of petitioning continued well into the Graeco-Roman period. Recent studies on the Ptolemaic petitions and police system have led to a greater understanding of the extent of local officials' autonomy. However, why the old petitioning system continued in a Greek-ruled society has not been examined. This paper aims to illustrate how the government officials and local people built a relationship in the practice of petition-and-response.

In this paper, I investigate the process of acceptance and use of the petition procedure using Greek documents found in the Fayum villages. This study focuses on three aspects of interactions between the petitioner and the respondent. We show that the petition-and-response process of Hellenistic Egypt was an aggregation of dynamic and complex social interactions in these results.

First, we found a large number of petitions addressed to the Ptolemy, that were filed in the office of the *strategos* of the Arsinoites in the third century BC. We can assume that the Ptolemy as the Egyptian Pharaoh, who had secured justice since ancient times, and the *strategos* as the agent of the pharaoh, attracted many petitions from the local people, of whom the majority were Egyptians. Second, on the other hand, a local officer like Zenon who had strong connections with upper officials directly received petitions in his district. The manner of petitioning was established in the local community while connected to multiple networks within administrative organ. Third, petitions from the second century BC onwards were delivered to various addressees, especially lower-level officials; some played a role of conduit to upper officials, and some dealt directly with complaints. The case study of Menches, a village scribe from Kerkeosiris, suggests that village officials gradually developed confidence in dealing with the daily business of responding to the frequent petitions.